

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月14日

【四半期会計期間】 第62期第3四半期(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

【会社名】 株式会社サンエー・インターナショナル

【英訳名】 SANEI - INTERNATIONAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三宅孝彦

【本店の所在の場所】 東京都世田谷区玉川二丁目21番1号

【電話番号】 (03) 6748 - 0202

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区玉川二丁目21番1号

【電話番号】 (03) 6748 - 0202

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 鈴木 忍

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第61期 第3四半期連結 累計期間	第62期 第3四半期連結 累計期間	第61期 第3四半期連結 会計期間	第62期 第3四半期連結 会計期間	第61期
会計期間	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成22年 9月1日 至 平成23年 5月31日	自 平成22年 3月1日 至 平成22年 5月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 5月31日	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 8月31日
売上高 (百万円)	77,428	76,281	25,304	24,711	100,333
経常利益 (百万円)	2,060	1,395	1,497	861	459
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失() (百万円)	351	6,363	194	174	1,442
純資産額 (百万円)			29,157	19,951	27,083
総資産額 (百万円)			60,138	56,952	54,550
1株当たり純資産額 (円)			1,702.47	1,148.16	1,578.46
1株当たり四半期純利益 又は四半期(当期)純損失 () (円)	20.95	379.21	11.57	10.40	85.97
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			47.5	33.8	48.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,894	4,613			3,514
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	535	2,310			957
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	441	3,560			632
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			15,370	10,879	14,288
従業員数 (名)			4,016	3,610	3,825

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第61期第3四半期連結累計(会計)期間及び第62期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四
半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第61期及
び第62期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当た
り四半期(当期)純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりませ
ん。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、次の会社が関係会社に該当しなくなりました。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百 万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱イント・トラベル	東京都世田谷区	10	その他	100.0	当社社員の出張手配等の業務

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 平成22年8月31日をもって解散し、平成23年5月13日付けで清算終了いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	3,610 (888)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第3四半期連結会計期間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(名)	2,383 (534)
---------	----------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は当第3四半期会計期間の平均人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

外注実績

当第3四半期連結会計期間における外注実績をセグメント別に示すと、次のとおりです。

なお、その他については、外注実績はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
製品委託仕入高		
オリジナルブランド事業	7,905 (103)	105.7
ライセンスブランド事業	976 (15)	172.1
その他アパレル事業	()	
計	8,881 (119)	110.4
加工外注高		
オリジナルブランド事業	667	88.9
ライセンスブランド事業	45	47.1
その他アパレル事業		
計	713	84.2
合計	9,594	107.9

- (注) 1 製品委託仕入高とは、生地手配(一部有償支給を含む)から縫製加工までを一括して発注する場合の外注高を示しております。
- 2 加工外注高とは、生地手配を当社で行い、生地を無償支給し、縫製加工までを発注する場合の外注高を示しております。
- 3 製品委託仕入高の上段は受入高を、下段()は有償支給にともなう外注先への支給高を示しております。
- 4 製品委託仕入高には、サンプル品の仕入高が含まれております。
- 5 金額には、消費税等は含まれておりません。

仕入実績

当第3四半期連結会計期間における仕入実績をセグメント別に示すと、次のとおりです。

なお、その他については、原材料の仕入実績はありません。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
原材料		
オリジナルブランド事業	424	75.6
ライセンスブランド事業	48	71.1
その他アパレル事業		
計	473	75.1
商品		
オリジナルブランド事業	211	28.1
ライセンスブランド事業	920	114.4
その他アパレル事業	1,763	97.7
報告セグメント計	2,894	86.1
その他事業	0	12.7
計	2,895	85.9
合計	3,368	84.2

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりです。

販売方法

オリジナルブランド事業、ライセンスブランド事業、その他アパレル事業については、当社グループの直営店等において一般消費者に販売するとともに、フランチャイズ店及び専門店に対する卸売を行っております。また、当社オリジナルブランドのライセンス供与を行っております。

なお、直営店のうち百貨店インショップについては、当該百貨店に対する卸売価格での販売となります。

その他については、店舗設計監理等を営んでおります。

セグメント別実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
オリジナルブランド事業	16,695	96.0
ライセンスブランド事業	3,454	115.9
その他アパレル事業	4,517	92.0
報告セグメント計	24,667	97.6
その他	44	169.2
合計	24,711	97.7

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

当社グループ全体のブランド別売上状況

区分	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
ナチュラルビューティーベーシック	3,600	14.6	100.7
マーガレット・ハウエル	1,922	7.8	107.3
フリーズショップ	1,493	6.0	84.6
ヒューマンウーマン	1,424	5.8	87.2
アンドバイピーアンドディー	1,281	5.2	102.5
その他	14,988	60.6	98.1
合計	24,711	100.0	97.7

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

当社グループ全体の販売地域別実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
北海道	51 (5)	1,070	4.3	107.0
東北・信越	57 (9)	1,038	4.2	89.0
関東	413(13)	10,711	43.3	93.2
東海・中京・北陸	125(14)	3,388	13.7	98.7
関西	179 (3)	3,897	15.8	102.0
中国・四国	70(20)	1,104	4.5	100.5
九州	108(13)	1,948	7.9	104.8
海外	47	1,077	4.4	114.1
その他		474	1.9	96.9
合計	1,050(77)	24,711	100.0	97.7

(注) 1 四半期連結会計期間末の店舗数について、フランチャイズ店を()内数で記載しております。

2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。

3 金額には、消費税等は含まれておりません。

当社グループ全体の出店形態別販売実績

区分	店舗数	金額(百万円)	比率(%)	前年同四半期比(%)
直営店				
百貨店インショップ	528	8,267	33.5	96.4
ファッションビルインショップ・路面店	349	10,886	44.0	99.9
アウトレット店	49	1,818	7.4	92.6
海外店	47	1,034	4.2	109.7
計	973	22,006	89.1	98.3
直営店以外				
フランチャイズ店・外販専門店	77	2,184	8.8	92.5
その他		521	2.1	93.8
計	77	2,705	10.9	92.8
合計	1,050	24,711	100.0	97.7

(注) 1 当社グループは、店頭在庫管理を自社で行い、かつ自社派遣販売員又は販売委託先が接客販売を行う店舗を直営店と位置付けておりますが、このうち百貨店インショップについては当該百貨店に対する卸価格での販売となります。

- 2 その他には、ライセンス供与による売上等を含んでおります。
- 3 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間末において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(資産)

総資産は、現金及び預金が34億9百万円減少、繰延税金資産の減少等により流動資産「その他」が3億17百万円減少するなどしたものの、受取手形及び売掛金が16億80百万円増加、たな卸資産が37億42百万円増加、店舗内装資産の増加等により有形固定資産が10億44百万円増加したことなどにより、前期末比4.4%増加し、569億52百万円となりました。

(負債)

負債は、長期借入金が10億28百万円減少するなどしたものの、支払手形及び買掛金が24億97百万円増加、短期借入金が52億50百万円増加、設備関係支払手形の増加等により流動負債「その他」が12億97百万円増加、資産除去債務会計基準の適用に伴い資産除去債務が14億29百万円増加したことなどにより、前期末比34.7%増加し、370億0百万円となりました。

(純資産)

純資産は、自己株式を20億1百万円消却、利益剰余金が自己株式の消却を含み90億59百万円減少したことなどにより、前期末比26.3%減少し、199億51百万円となりました。

(2) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による個人消費の低迷、企業の設備投資の停滞など、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

アパレル業界においても、震災による休業、首都圏における営業時間の短縮、電力不足等への対応及び消費マインドの冷え込みなど、春物商戦は非常に厳しい状況で推移しました。

このような環境にあつて当社グループは、株式会社東京スタイルとの共同株式移転により平成23年6月1日に共同持株会社「株式会社T S Iホールディングス」を設立して経営統合し、中国事業やインターネットショッピング事業における協業の取り組みを開始いたしました。また、震災の影響によって3月の売上が大幅に落ち込んだものの、4月には回復するなどした結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は247億11百万円（前年同四半期比2.3%減）、営業利益は9億54百万円（前年同四半期比38.7%減）、経常利益は8億61百万円（前年同四半期比42.5%減）となりました。また、災害による損失1億31百万円、本社移転費用1億8百万円などを含む特別損失3億66百万円を計上し、四半期純利益は1億74百万円（前年同四半期比10.1%減）となりました。

セグメント別の業績概況は次のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注) 3
	オリジナル ブランド 事業	ライセンス ブランド 事業	その他 アパレル 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	16,695	3,454	4,517	24,667	44	24,711		24,711
セグメント間の 内部売上高又は振替高	853	116	15	986	161	1,148	1,148	
計	17,549	3,571	4,533	25,653	206	25,860	1,148	24,711
セグメント利益又は損失 ()	2,039	58	195	2,176	45	2,222	1,267	954

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、店舗設計管理業務、物流業務等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額 1,267百万円には、連結会社間の内部取引消去236百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,503百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

〔オリジナルブランド事業〕

「マーガレット・ハウエル」、「ジル スチュアート」等の売上が堅調に推移したものの、この事業全体の売上高合計は166億95百万円（前年同四半期比4.0%減）、セグメント利益は20億39百万円となりました。

〔ライセンスブランド事業〕

「ケイト・スペード ニューヨーク」が比較的堅調に推移しましたが、この事業全体の売上高合計は34億54百万円（前年同四半期比15.9%増）、セグメント損失は58百万円となりました。

〔その他アパレル事業〕

「フリーズマート」、UNIT&GUEST(株)の卸売事業等の売上により、この事業全体の売上高合計は45億17百万円（前年同四半期比8.0%減）、セグメント利益は1億95百万円となりました。

〔その他〕

(株)ブラックス等の事業により、この事業全体の売上高合計は44百万円（前年同四半期比69.2%増）、セグメント利益は45百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益を4億94百万円計上、減価償却費を8億68百万円計上、賞与引当金が5億25百万円増加、仕入債務が6億31百万円増加したものの、売上債権が16億23百万円増加したこと、たな卸資産が29億15百万円増加したこと等により、22億46百万円の支出（前年同四半期比184.7%増）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収が12億6百万円生じたものの、有形固定資産（店舗内装資産等）の取得が8億61百万円生じたこと、敷金及び保証金の差入が3億16百万円生じたこと等により、21百万円の支出（前年同四半期は1億76百万円の収入）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済が4億94百万円、配当金の支払が2億9百万円生じたものの、短期借入金の純増額が16億円生じたこと、長期借入金の収入が4億円生じたこと等により、12億76百万円の収入（前年同四半期は6億25百万円の支出）となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当第3四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末より34億9百万円減少して108億79百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりましたが、平成23年6月1日に(株)東京スタイルとの共同株式移転により(株)T S Iホールディングスを設立したことに伴い、当社株式は平成23年5月27日付で東京証券取引所市場第一部上場廃止となっておりますので、当該基本方針は失効しております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,779,783	16,779,783	非上場(注)	単元株式数は100株です。
計	16,779,783	16,779,783		

(注) 平成23年6月1日に㈱東京スタイルとの共同株式移転により㈱T S Iホールディングスを設立したことに伴い、当社株式は平成23年5月27日付で東京証券取引所市場第一部上場廃止となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりです。

(第4回新株予約権 平成18年11月29日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,623(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,300(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,620(注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成20年12月1日 至 平成23年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,620 資本組入額 1,810
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
(3) 新株予約権の一部行使はできない。
- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

- (6) 条件

交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項以下に準じて決定する。

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取

得することができる。

2)上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6 平成23年6月1日に(株)東京スタイルとの共同株式移転により(株)T S Iホールディングスを設立したことに伴い、当社第4回新株予約権に代わり、(株)T S Iホールディングス第1回新株予約権を交付しております。

(第5回新株予約権 平成19年11月29日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,234(注)1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,085(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年12月1日 至平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,085 資本組入額 1,043
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注)2に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。
- 5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。
 - (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
 - (6) 条件
交付する再編対象会社の新株予約権の数
当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定する。
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 平成23年6月1日に(株)東京スタイルとの共同株式移転により(株)T S Iホールディングスを設立したことに伴い、当社第5回新株予約権に代わり、(株)T S Iホールディングス第2回新株予約権を交付しております。

(第5 - 2回新株予約権 平成19年11月29日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	36(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約数の数	該当事項なし
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,581(注) 3
新株予約権の行使期間	自平成21年12月1日 至平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,581 資本組入額 791
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、下記(注) 2 に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる100株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

- 4 (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。
- (3) 新株予約権の一部行使はできない。

5 組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記(6)に定める条件に沿って、下記(1)乃至(5)に定める株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(6) 条件

交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

1)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

1)当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

2)上記「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6 平成23年6月1日に㈱東京スタイルとの共同株式移転により㈱T S Iホールディングスを設立したことに伴い、当社第5 - 2回新株予約権に代わり、㈱T S Iホールディングス第2 - 2回新株予約権を交付しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年5月31日(注)	1,000,417	16,779,783		7,376		7,455

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,778,500	167,785	
単元未満株式	普通株式 1,283		
発行済株式総数	16,779,783		
総株主の議決権		167,785	

【自己株式等】

該当する事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	983	1,030	1,029	1,057	1,079	1,058	1,033	990	986
最低(円)	902	800	942	954	1,011	1,001	830	854	885

(注) 1 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2 平成23年6月1日に㈱東京スタイルとの共同株式移転により㈱T S Iホールディングスを設立したことに伴い、当社株式は平成23年5月27日付で東京証券取引所市場第一部上場廃止となったため、上場廃止までの株価について記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成22年5月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年9月1日から平成23年5月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年9月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年9月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,949	14,358
受取手形及び売掛金	8,827	7,146
商品及び製品	12,057	7,994
仕掛品	304	576
原材料及び貯蔵品	156	205
その他	1,937	2,255
貸倒引当金	56	44
流動資産合計	34,176	32,492
固定資産		
有形固定資産	7,384	6,339
無形固定資産	3,512	3,908
投資その他の資産		
敷金及び保証金	8,772	8,970
その他	3,202	2,885
貸倒引当金	96	46
投資その他の資産合計	11,878	11,809
固定資産合計	22,775	22,058
資産合計	56,952	54,550
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,170	11,673
短期借入金	5,678	428
1年内返済予定の長期借入金	1,927	1,926
未払法人税等	273	706
賞与引当金	1,799	1,298
役員賞与引当金	31	-
ポイント引当金	267	230
株主優待引当金	6	9
返品調整引当金	374	157
資産除去債務	56	-
その他	5,605	4,307
流動負債合計	30,191	20,737
固定負債		
長期借入金	3,855	4,883
退職給付引当金	408	373
役員退職慰労引当金	651	647
資産除去債務	1,372	-
その他	519	825
固定負債合計	6,808	6,729
負債合計	37,000	27,466

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年8月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,376	7,376
資本剰余金	7,455	7,455
利益剰余金	5,990	15,049
自己株式	-	2,001
株主資本合計	20,821	27,879
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,188	1,054
繰延ヘッジ損益	3	11
為替換算調整勘定	363	326
評価・換算差額等合計	1,556	1,393
新株予約権	272	298
少数株主持分	413	299
純資産合計	19,951	27,083
負債純資産合計	56,952	54,550

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)
売上高	77,428	76,281
売上原価	36,570	36,316
売上総利益	40,858	39,965
販売費及び一般管理費	38,564	38,325
営業利益	2,293	1,639
営業外収益		
受取利息	6	2
受取配当金	11	20
不動産収入	147	138
為替差益	20	25
その他	98	135
営業外収益合計	284	321
営業外費用		
支払利息	88	80
店舗等除却損	395	402
貸倒引当金繰入額	-	52
その他	33	31
営業外費用合計	517	565
経常利益	2,060	1,395
特別利益		
固定資産売却益	10	-
賞与引当金戻入額	97	32
関係会社株式売却益	15	-
貸倒引当金戻入額	5	-
賃借料精算益	31	-
特別利益合計	160	32
特別損失		
固定資産売却損	-	10
固定資産除却損	9	25
関係会社整理損	82	89
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,037
希望退職関連費用	307	-
本社移転費用	238	128
厚生年金基金脱退拠出金	-	4,959
経営統合関連費用	-	304
災害による損失	-	131
特別損失合計	637	6,686
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	1,583	5,257
法人税、住民税及び事業税	1,115	611
法人税等還付税額	132	-
法人税等調整額	185	378
法人税等合計	1,168	990
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	6,247
少数株主利益	62	115
四半期純利益又は四半期純損失()	351	6,363

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
売上高	25,304	24,711
売上原価	11,081	10,926
売上総利益	14,223	13,785
販売費及び一般管理費	12,666	12,830
営業利益	1,557	954
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	0	8
不動産収入	51	50
為替差益	-	2
その他	37	54
営業外収益合計	91	115
営業外費用		
支払利息	29	29
店舗等除却損	113	116
為替差損	0	-
貸倒引当金繰入額	-	52
その他	8	10
営業外費用合計	151	209
経常利益	1,497	861
特別利益		
貸倒引当金戻入額	5	-
賃借料精算益	31	-
特別利益合計	36	-
特別損失		
固定資産売却損	-	10
固定資産除却損	9	11
関係会社整理損	-	89
希望退職関連費用	307	-
本社移転費用	238	108
厚生年金基金脱退拠出金	-	0
経営統合関連費用	-	14
災害による損失	-	131
特別損失合計	554	366
税金等調整前四半期純利益	979	494
法人税、住民税及び事業税	752	281
法人税等調整額	16	6
法人税等合計	735	288
少数株主損益調整前四半期純利益	-	206
少数株主利益	49	31
四半期純利益	194	174

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,583	5,257
減価償却費	2,286	2,264
貸倒引当金の増減額(は減少)	109	61
退職給付引当金の増減額(は減少)	41	35
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8	4
賞与引当金の増減額(は減少)	721	501
役員賞与引当金の増減額(は減少)	28	31
返品調整引当金の増減額(は減少)	221	216
ポイント引当金の増減額(は減少)	26	36
株主優待引当金の増減額(は減少)	3	2
受取利息及び受取配当金	17	22
支払利息	88	80
店舗等除却損	324	397
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,037
固定資産除却損	-	24
賃借料精算益	31	-
関係会社整理損	82	-
希望退職関連費用	307	-
本社移転費用	116	-
厚生年金基金脱退拠出金	-	4,959
災害損失	-	131
売上債権の増減額(は増加)	513	1,679
たな卸資産の増減額(は増加)	2,707	3,742
仕入債務の増減額(は減少)	1,335	2,497
その他	294	169
小計	4,080	1,407
利息及び配当金の受取額	17	22
利息の支払額	86	82
法人税等の支払額	449	1,012
法人税等の還付額	331	113
厚生年金基金脱退拠出金の支払額	-	4,959
災害損失の支払額	-	103
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,894	4,613

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	500	-
有形固定資産の取得による支出	1,523	1,868
有形固定資産の売却による収入	6	31
投資有価証券の取得による支出	15	412
投資有価証券の売却による収入	-	1
無形固定資産の取得による支出	17	6
無形固定資産の売却による収入	10	-
敷金及び保証金の差入による支出	440	1,153
敷金及び保証金の回収による収入	978	1,310
長期前払費用の取得による支出	76	137
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	10	-
その他	30	77
投資活動によるキャッシュ・フロー	535	2,310
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	193	5,266
長期借入れによる収入	1,805	400
長期借入金の返済による支出	1,802	1,422
配当金の支払額	419	629
少数株主からの払込みによる収入	220	-
少数株主への配当金の支払額	4	-
その他	46	53
財務活動によるキャッシュ・フロー	441	3,560
現金及び現金同等物に係る換算差額	30	45
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,885	3,409
現金及び現金同等物の期首残高	12,484	14,288
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,370	10,879

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日至平成23年5月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	株式会社イント・トラベルは、当第3四半期連結会計期間に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。
2 持分法の適用に関する事項の変更	株式会社サンエーインダストリーは、当社の影響力が低下したため、第1四半期連結会計期間より持分法の適用から除外しております。
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は131百万円、経常利益は71百万円それぞれ減少し、税金等調整前四半期純損失は1,109百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,472百万円であり、当該変動額のうち121百万円は前連結会計年度末における本社移転費用に係る未払費用の残高を資産除去債務として引き継いだ額であります。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日至平成23年5月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日至平成23年5月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年9月1日 至 平成23年5月31日)
1 たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められたので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年9月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 11,443百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 10,568百万円
2 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 5,735百万円 借入実行残高 4,878 差引額 857	2 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額 2,433百万円 借入実行残高 94 差引額 2,339

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料 8,791百万円 貸倒引当金繰入額 11 ポイント引当金繰入額 26 給与手当 8,945 賞与引当金繰入額 1,410 役員賞与引当金繰入額 28 役員退職慰労引当金繰入額 24	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料 8,863百万円 貸倒引当金繰入額 10 ポイント引当金繰入額 36 給与手当 8,124 賞与引当金繰入額 1,553 役員賞与引当金繰入額 31 役員退職慰労引当金繰入額 26

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料 2,884百万円 貸倒引当金繰入額 2 ポイント引当金繰入額 0 給与手当 2,887 賞与引当金繰入額 464 役員賞与引当金繰入額 10 役員退職慰労引当金繰入額 8	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 賃借料 2,983百万円 貸倒引当金繰入額 7 ポイント引当金繰入額 11 給与手当 2,733 賞与引当金繰入額 457 役員賞与引当金繰入額 10 役員退職慰労引当金繰入額 9

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日)
現金及び預金勘定 15,440百万円	現金及び預金勘定 10,949百万円
預入期間が3カ月を超える定期預金 70	預入期間が3カ月を超える定期預金 70
現金及び現金同等物 15,370	現金及び現金同等物 10,879

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年9月1日至平成23年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	16,779,783

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の 種類	新株予約権の目的となる 株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	ストック・オプション としての新株予約権			272

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月27日 取締役会	普通株式	419	25.00	平成22年8月31日	平成22年11月29日	利益剰余金
平成23年4月13日 取締役会	普通株式	209	12.50	平成23年2月28日	平成23年5月16日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

自己株式の消却

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり消却を実施いたしました。これにより、利益剰余金及び自己株式がそれぞれ2,001百万円減少しております。

消却した株式の種類 普通株式

消却した株式の数 1,000,417株

消却日 平成23年5月31日

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成22年5月31日)

アパレル事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成22年5月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成22年5月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、アパレル事業を主たる事業としており、本社及び連結子会社にブランドを基礎とした事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、ブランドを基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、それらを製品・サービスの内容及び経済的特徴が概ね類似する複数の事業セグメントを集約し、「オリジナルブランド事業」、「ライセンスブランド事業」及び「その他アパレル事業」の3つを報告セグメントとしております。

「オリジナルブランド事業」は、当社グループのオリジナルブランドによる婦人服・紳士服・服飾品の企画、製造、販売を行っております。また、オリジナルブランドを使用したライセンス契約に基づくロイヤリティを受け取っております。

「ライセンスブランド事業」は、海外有力ブランドと契約を締結し、当社グループが主にライセンシー契約及び独占輸入販売契約による婦人服・子供服・服飾品の企画、製造、販売を行っております。

「その他アパレル事業」は、セレクト編集型ショップ、アウトレットショップ等の運営を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年9月1日至平成23年5月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益計算書計上額(注)3
	オリジナルブランド事業	ライセンスブランド事業	その他アパレル事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	51,562	10,521	14,096	76,181	100	76,281		76,281
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,845	396	149	3,390	363	3,753	3,753	
計	54,407	10,917	14,245	79,571	464	80,035	3,753	76,281
セグメント利益又は損失 ()	4,761	33	74	4,653	35	4,689	3,049	1,639

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、店舗設計管理業務、物流業務等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 3,049百万円には、連結会社間の内部取引消去661百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,710百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	オリジナル ブランド 事業	ライセンス ブランド 事業	その他 アパレル 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	16,695	3,454	4,517	24,667	44	24,711		24,711
セグメント間の 内部売上高又は振替高	853	116	15	986	161	1,148	1,148	
計	17,549	3,571	4,533	25,653	206	25,860	1,148	24,711
セグメント利益又は損失 ()	2,039	58	195	2,176	45	2,222	1,267	954

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、店舗設計管理業務、物流業務等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 1,267百万円には、連結会社間の内部取引消去236百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,503百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

「オリジナルブランド事業」、「ライセンスブランド事業」及び「その他アパレル事業」セグメントにおいて、退店の意思決定をした店舗及び営業損益が継続してマイナスである店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を店舗等除却損に含めて営業外費用に計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結会計期間においては「オリジナルブランド事業」で68百万円、「ライセンスブランド事業」で4百万円、「その他アパレル事業」で18百万円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

現金及び預金、短期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位:百万円)

科目	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,949	10,949	
(2) 短期借入金	5,678	5,678	

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(注) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、第1四半期連結会計期間の期首における残高を前連結会計年度の末日における残高としております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
1,148円16銭	1,578円46銭

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益 20円95銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 379円21銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため及び希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	351	6,363
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失()(百万円)	351	6,363
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,779	16,779
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3 四半期連結会計期間

前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 3月 1日 至 平成22年 5月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 5月31日)
1株当たり四半期純利益 11円57銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 10円40銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3 四半期連結会計期間 (自 平成22年 3月 1日 至 平成22年 5月31日)	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 5月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	194	174
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	194	174
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,779	16,779
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

(株式移転)

当社及び株式会社東京スタイルは、平成23年6月1日を効力発生日として、共同株式移転の方法により、共同持株会社である株式会社T S Iホールディングスを設立し、当社及び株式会社東京スタイルは同社の完全子会社となりました。

なお、株式会社T S Iホールディングスが平成23年6月1日付で東京証券取引所に新規上場したことに伴い、当社及び株式会社東京スタイルは、平成23年5月27日付で東京証券取引所において上場廃止となりました。

商号	株式会社T S Iホールディングス (英文名：TSI HOLDINGS CO.,LTD.)
事業内容	傘下子会社及びグループの経営管理ならびにそれに付帯する業務
本店所在地	東京都千代田区麹町五丁目7番地1
代表者	代表取締役会長 三宅正彦
	代表取締役社長 中島芳樹
資本金	150億円
株式移転比率	当社株式1株につきT S Iホールディングス株式1.65株を、東京スタイル株式1株につきT S Iホールディングス株式1株を交付
株式移転日	平成23年6月1日
決算期	2月末日
株式移転を行った主な理由	当社及び株式会社東京スタイルは、事業の柱となるコアブランドの企画・育成、M & Aを含むブランドポートフォリオの再構築、中国・アジアをはじめとした海外展開、TV通販・ネット販売への参入等、今後の企業成長を見据えた施策に取り組むために、両社の強み、ノウハウ及びリソースを相互に共有・活用することが、両社の企業価値を大きく高める視点から重要との判断に至り、共同持株会社を設立いたしました。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成23年4月13日開催の取締役会において、平成23年2月28日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	209百万円
1株当たりの金額	12円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年5月16日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月15日

株式会社サンエー・インターナショナル
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 豊島 忠夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 量 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月13日

株式会社サンエー・インターナショナル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 豊島 忠夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 量 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンエー・インターナショナルの平成22年9月1日から平成23年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンエー・インターナショナル及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び株式会社東京スタイルは、平成23年6月1日を効力発生日として、共同株式移転の方法により、共同持株会社である株式会社TSIホールディングスを設立し、会社及び株式会社東京スタイルは同社の完全子会社となっている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。